

- ・ 具体的には、保険料率（現在 19.5%）を 2020 年までは 20%以下、2030 年までは 22%以下に抑制し、現在可処分平均報酬の約 53%である可処分標準年金の給付水準を、2020 年までは 46%、2030 年までは 43%に引き下げることにした。【リユールップ教授、連邦社会保健省】
- ・ 給付水準が減少する部分については、リースター年金<sup>2</sup>等の私的年金を普及させることにより、自助努力によって補完してもらうことを目指している。【リユールップ教授、連邦社会保健省】
- ・ ドイツでは現行の支給開始年齢（65 歳）を段階的に 67 歳まで引き上げることが大きな議論となっており、2008 年までに検討することとなっている。公的年金の支給開始年齢の引上げといった公的年金制度について考える際には、所得分配の議論とともに、高齢者の職業訓練や資本の集約度を高めることによる生産性向上といった産業政策の観点も必要である。【リユールップ教授】

#### (年金課税)

- ・ 公的年金に対する課税については、これまでの拠出時：課税、給付時：非課税の現行制度から拠出時：非課税、給付時：課税への改革が進められている。具体的には、公的年金の保険料については 2005 年に 60%の所得控除を認め、その後 2025 年までに段階的に控除割合を 100%まで引き上げて非課税とし、公的年金の給付については 2005 年に 50%を課税とし、その後 2040 年までに段階的に課税割合を 100%まで引き上げ全額課税とする改革を進めている。これにより、高齢者にも給付に見合った負担を求める体制が整うことになり、社会保障を幅広い世代で負担しあうことになる。【リユールップ教授、連邦社会保健省】

#### (リースター年金)

- ・ 公的年金改革にともなう給付カットの代償として、個人年金の積立に対する優遇策である、リースター年金が導入された。リースター年金は、給与等の 4%（2008 年以降、2002 年の 1%より段階的に引上げ）までを私的年金として積み立てた場合、引き出し等に条件があるかわりに拠出に対して補助を与えるものであり（所得控除または助成金のいずれか有利な方が適用される。<sup>3</sup>）、2001 年の年金改革によって創設された。助成額は子供を含む家族の数によって異なる。【連邦社会保健省】
- ・ 高齢者の年金所得（鉱山労働者を除く）を見ると、公的年金が占める割合が 85%と高く、残りの 5%を企業年金、10%を民間の年金が支えている。ドイツでは、公的年金以外の 15%の部分を 30%程度まで引き上げたいと考えている。【リユールップ教授、連邦社会保健省】
- ・ 今後公的年金の給付水準を引き下げていくにあたり、リースター年金などの私的年金を普及させたいが、リースター年金は当初の思惑通りには普及しておらず、普及促進策や義務化の是非について現在議論を行っている。【連邦社会保健省】

<sup>2</sup> 2001 年にヴァルター・リースター連邦社会保健大臣の下で成立した（2002 年 1 月より導入）。

<sup>3</sup> 所得控除は年間 2100 ユーロ、助成金は大人 154 ユーロ・子供 185 ユーロの上限あり（一人当たり、2008 年以降、2002 年より段階的に引上げ）。